

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	神奈川県男女共同参画推進条例				
条 例 番 号	平成14年神奈川県条例第8号	法 規 集	第4編第1章第5節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局人権男女共同参画課				
条 例 の 概 要	男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 〔 現在でも必要な条例か。 〕	本条例は、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的として定められており、家庭、職場、地域など人生の様々な場面で、誰もが性別にかかわらず、共に生き、共に参画し、活躍できる社会の実現に向けた県の取組みが求められている中で、必要な条例である。			
	有効性 〔 現行の内容で課題が解決できるか。 〕	本条例に基づき、県内事業者の届出制度を実施することにより、企業における男女共同参画の推進に効果を発揮しているほか、異性に対する暴力行為等、性別による権利侵害行為を禁止することにより、被害者支援の施策等の効果的な実施につなげるとともに、セクシャル・ハラスメントを禁止し、事業者に対して必要な配慮を求めるなど、本条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」に有効に機能している。 なお、条例の有効性をさらに高めるため、言葉の定義等を一部修正し、条例の内容や県の姿勢を明確化する。			
	効率性 〔 現行の内容で効率的といえるか。 〕	本条例で定める「男女共同参画を推進する理念」及び「県の責務」は、県の男女共同参画推進施策の基本的規定となっており、条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」に効率的に機能している。 また、本条例で規定する主な施策については、条例に根拠を置かなければ実施することができない施策や、条例に根拠を置くことにより一層の推進を図る事ができる施策を規定しているものであり、条例の目的実現に効率的に機能している。			
	基本方針適合性 〔 県政の基本的な方針に適合しているか。 〕	条例の目的である「男女共同参画社会の形成の促進」は、「女性も男性もともに活躍できる社会づくり」を掲げる「かながわブランドデザイン」の基本方針に適合している。 「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」や「かながわDV防止・被害者支援プラン」に位置付けられた施策は、本条例の理念や県の責務を踏まえ実施しているものであり、条例と現行施策は適合している。			
	適法性 〔 憲法、法令に抵触しないか。 〕	男女共同参画社会基本法の基本理念及び同法第9条の規定（地方公共団体の責務）に基づき策定した条例であり、憲法及び法令に抵触するものではない。			
その他					
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等 条例の運用上の課題は見受けられないが、条例の有効性をさらに高めることをめざし、条例の内容や県の姿勢が一層明確となるような改正を検討する必要があるため。		
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				